

医学部・歯学部・薬学部における課外活動について

令和4年6月13日更新

医学部長
歯学部長
薬学部長

課外活動を行うにあたっては、**感染防止対策の強化に務めた行動を徹底いただくことを要件とした上で、下記事項を遵守**してください。

記

1. 震地区の学生に係る課外活動については、原則として本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針にしたがうこととする。

参考:【6月9日以降】レベル1(要注意・一部の活動制限)の課外活動の内容

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/202269_1.html



- 「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守
- 感染防止策を含む活動計画等をあらかじめ届け出て許可を得たものについて実施

2. 臨床実習(病院・診療所・薬局・介護施設等の中で実施される実習)に参加する学生については、**当該臨床実習開始日の3日前(※)から終了日の3日後(※)まで、オンライン以外の課外活動を禁止**する(※臨床実習開始日及び終了日を0日として数えること)。また、新型コロナウイルスワクチンを3回接種していることを推奨する。

なお、臨床実習に参加する学生において、以下①及び②の要件を満たす場合は、公式戦への参加を許可する。

- ①大学の休業期間(春季・夏季)等、臨床実習が実施されていない期間に開催される公式戦で、**臨床実習開始日の3日前から終了日の3日後に当該試合日が含まれていないこと。**
- ②大会前(3日前以降)にPCR検査または抗原(定量)検査を受検し、陰性であること。
また、大会後(2日以内)にPCR検査または抗原(定量)検査を受検すること。

※ただし、臨床実習受入れ施設において上記より厳しい受入基準が提示されている場合は、上記に拠らずそちらを優先すること。

3. 課外活動を目的とした震キャンパスにおける講義室の使用については、3密を避けた対面授業を実施する上で多くの講義室を確保しておく必要があることから、当面の間、使用時間及び使用可能な講義室を限定する等の制限を設けることとする。
なお、講義室を使用するにあたっては、講義室の広さや使用人数及び感染防止対策等を課外活動計画書及び活動指針に明記した上で変更申請を行い、許可を得ることを要件とする。
4. 臨床実習に参加する学生については、本学東広島キャンパスのサークル団体における課外活動についても、2と同様の運用とする。

以上